

土地改良財産の管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 91 号

土地改良財産の管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

土地改良財産の管理及び処分に関する規則（昭和 42 年岩手県規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 課長等 農村建設課総括課長、畜産課総括課長、道路建設課総括課長及び河川課総括課長並びに地方振興局の農政部又は農林部（農村整備室の置かれている部）にあっては、農村整備室）の長をいう。</p>	<p>(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 課長等 農村建設課総括課長、畜産課総括課長、道路建設課総括課長及び河川課総括課長並びに<u>広域振興局の農林部農村整備室若しくは土木部、広域振興局総合支局の農林部農村整備室、農林部農林センター、土木部若しくは土木部土木センター又は地方振興局の農政部、農林部（農村整備室の置かれている部）にあっては、農村整備室）若しくは土木部の長をいう。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式中「地方振興局長」を「 振興局長」に改める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。